記載見本 ※公文書の為、修正液は使用しないでください。

特定建設作業実施届出書に必要な書類(正副２部提出)

▼ 案内図(特定建設作業の付近 100mの図面　※学校･病院を明記すること。

▼ 工程表(特定建設作業を伴う建設工事の、工程の概要を示した工事工程表で、特定建設作業の工程を明示したもの)

様式第９

騒

特　定　建　設　作　業　実　施　届　出　書

平成　　年　　月　　日

八　王　子　市　長　殿

届出者　住　所　○○市○○町○－○－○
氏　名　○○建設株式会社　㊞
(名称)　取締役社長　○○○○○
電話番号

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	○○川護岸改修工事
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	護　岸　改　修
特定建設作業の種類(該当番号に○印)	1.くい打(くい抜)機作業　3.さく岩機作業 2.びょう打機作業　4.空気圧縮機作業 5.その他 (工事種類　1.解体　2.建設　3.土木　4.その他　)
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様(該当番号に○印)	1.パイプロハンマー　4.ジャイアントブレーカー 2.ドロップハンマー　5.空気圧縮機 3.ハンドブレーカー　6.その他(機械名記入) K－45(ﾗﾑ重量4.5ｔ)1台
特定建設作業の場所(住居表示)	八王子市○○町○－○－○
特定建設作業の実施の期間	自　平成　16年　10月　1　日 至　平成　16年　12月　15　日　76日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始：自　時　作業終了：至　時　作業日：平　日　実働時間：1日　8時間 実日数　62日　延　496時間
騒音の防止の方法(該当番号に○印)	1.低騒音型機械の採用　5.防音シート養生 2.使用時間を最小限にする　6.ビニールシートなどの養生 3.工程を周辺住民に事前説明　7.その他 4.防音パネル設置
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	東京都○○市○○町 ○　○　○　○　電話番号(○○　)○○○
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○○市○○町　代理人　○○　電話番号(○○　)○○○
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	○○市○○町 株式会社○○工務店　代表者　○○○○ ○　○　○　○　電話番号(○○　)○○○
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	○○市○○町 ○　○　○　○　電話番号(○○　)○○○
※受理年月日	
※審査結果	

備考
1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
2 特定建設作業実施の届出期間は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載する場合は、作業をしない日を明示すること。
3 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
5 ※印の欄には、記載しないこと。
6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
7 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに

作業実施の７日前(届出日･作業開始日を除く)までに提出してください

注意事項

○ **届出の提出は、当該作業開始日の中７日前(届出日･作業開始日を除く)までに提出してください。**

○ 騒音規制法施行令別表第 2、振動規制法別表第 2 に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。

○ 日曜祝日には、特定建設作業を行わないこと。

○ 近隣住民には作業時間、工程及び騒音･振動･粉じんの程度等を、十分に説明を行ってください。

※ 受理後の工期延長は、届出の再提出が必要です。

問い合わせ先　八王子市役所　環境部環境保全課
電話（0426）20-7255　大気担当

現場代理人は不可。元請代表者

○　騒音規制法施行令
別表第二　（第二条関係）
一　くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
二　びよう打機を使用する作業
三　さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する当該作業に係る二地点における当該作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。）
四　空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が一五キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
五　コンクリートプラント（混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
六　バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が八〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
七　トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
八　ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が四〇キロワット以上のもの

作業の実施期間(日曜･祝日を含めて記入)

作業する日の合計

○　振動規制法施行令
別表第二　（第二条関係）
一　くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
二　鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
三　舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。）
四　ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。）